

令和3年10月7日

輪島市立小・中学校保護者 様

輪島市教育委員会
(公 印 省 略)

I C T端末等の貸出（持ち帰り）の実施について

先般、ご家庭の通信環境の状況調査にご協力いただき、ありがとうございました。調査の結果、輪島市立小・中学校に通学する児童生徒のご家庭では、約9割のご家庭に既に通信環境があることがわかりました。

輪島市では、市内小・中学校の全ての児童生徒に一人一台I C T端末(Chromebook)を貸与する事業を進めています。これは、個に応じた学習指導の一層の充実や非常時のオンライン授業等を可能とすることを目的とした、国のG I G Aスクール構想に基づいた事業です。

人生100年時代を幸せに生き抜くために必要な資質能力の育成に向けて、現在、市内小・中学校では、児童生徒がI C T端末を活用する学習活動を行っております。

今後、学校が臨時休校となる等の非常時や家庭学習等でI C T端末を使用するために、段階的に貸出（持ち帰り）を実施してまいります。

つきましては、保護者の皆様には、下記の内容について、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

【I C T端末等の貸出（持ち帰り）について】

1 I C T端末等の取扱いについて

I C T端末等の使用方法及び取扱いについては、十分に注意をし、学習目的外の使用や紛失・盗難・毀損が生じないように、児童生徒及び保護者が管理する。

2 禁止事項について

次の行為をしない。

- (1) I C T端末を他の者に利用させる、又は転貸(また貸し)する。
- (2) I C T端末を学習目的以外に使用する。
- (3) I C T端末を利用して第三者に対して危害を加える。
- (4) I C T端末に、管理責任者(学校長)の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールする。
- (5) 学校が別に定めるI C T端末の利用に関するルール等に反する行為を行う。

3 紛失・盗難・毀損^{きそん}した場合の取扱いについて

I C T端末を紛失・盗難・毀損^{きそん}した場合は、直ちに児童生徒が在籍する学校に報告する。
紛失・盗難・毀損^{きそん}した場合は、原則、保護者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担する。

4 費用の負担について

I C T端末の在籍校以外の場所での利用に係る経費(充電及び通信に係る経費)は、保護者の負担とする。

5 貸出(持ち帰り)の開始時期について

貸出(持ち帰り)は、児童生徒が在籍する学校の準備ができ次第、段階的に開始する。